

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
<http://www.ofsi.or.jp/>

2019

5 月号

No.281

OFSI

I N D E X

- 消費税転嫁対策特別措置法について ②
- 消費税軽減税率制度に関する説明会 ④
- 第28回優良経営食料品小売店等表彰事業
農林水産大臣賞受賞店のご紹介① ⑤
- 第6回食品産業もったいない大賞 受賞者の取組み④ ⑥
- 連載 発見!! 素敵なお店⑭ ⑦
- 農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール ⑧

巻頭言

本年4月30日をもって今上天皇陛下が退位され、5月1日に皇太子殿下が即位される。今上天皇陛下が約3年前にご自身で「全身全霊をもって象徴としての役目を果たしてきた」が、高齢に伴いその役目を果たすことが困難になることを危惧され、生前譲位を希望され、202年ぶりに生前譲位が実現した。

今上天皇陛下及び美智子皇后陛下にはこれまで様々な行事においてその象徴としてのお役目を果たされたことに国民の一人として心からの敬意と感謝の意をささげたい。また新しく天皇となられる皇太子殿下及び新皇后となられる雅子妃殿下にもぜひ今上天皇及び皇后の果たされた国民の象徴としてのお役目を立派に引き継いでいただくようご期待申し上げます。

ところで、「平成」という元号が定められたときは、昭和天皇の崩御直後のあわただしい中で発表されたので、一般的にはあまり取りざたされなかったと思う。今回は生前譲位ということで元号が決まる過程やその決定に携わる関係者も明らかになり、その結果「令和」という言葉の出典や意味についていろいろ取りあげられることとなった。

安倍総理の説明では「令和」は万葉集にある梅花の歌32首の序文に根拠があるということで、国書からとったと説明された。この元号の根拠がこれまでの漢籍から国書になったことを強調する論者もいるが、漢籍に詳しい学者からは原典は中国の古典「文選」にあり、万葉集の文はそれを踏まえたものであろうという。当時の我が国の文物の多くは中国からの影響下にあり、万葉集の漢文調の文章に同じ表現があって不思議はない。元号の出典が国文で

あることを強調することはかえって狭量な国粹主義的な主張に聞こえ、当時の実情とも今日のグローバル化の時代にもそぐわないように思う。むしろ海外の文物を巧みに取り入れ独自の文化を作り上げるといふ我が国の特徴を示すものとの理解の上で、その出典は、直接は万葉集だが原典は漢籍だということに考えるほうが実態に即していると思う。

また「元号」が変わることで、何らかの期待を込めて「時代が変わる」あるいは「新しい時代が始まる」といわれるが、これは「世紀」が変わるとか「年」が変わるとかと同じような意味で時の流れに区切りをつけて新しいものを期待する気持ちの現れであろう。

現代は大日本帝国憲法が規定したような天皇が臣下の輔弼を得て国家の元首として国を運営する体制ではないので、天皇が代わられることによって、国の政治、経済、社会の在り方が変わることはありえない。にもかかわらず「新しい時代」を期待するというのは、現在の我が国が多く難問や将来に対する不安を抱えていること、そしてそれらを打開する方途が不明確なことを国民が感じており、何とかしてほしいと願っていることの表れではないかと思う。

しかし、「令和」の時代を平和で住みやすい時代にするには、私たち国民自身がこれらの諸問題の解決のためにできる限りの創意工夫と努力をしなければならないと思う。(平成31年4月末日記)

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

会長 馬場 久萬男

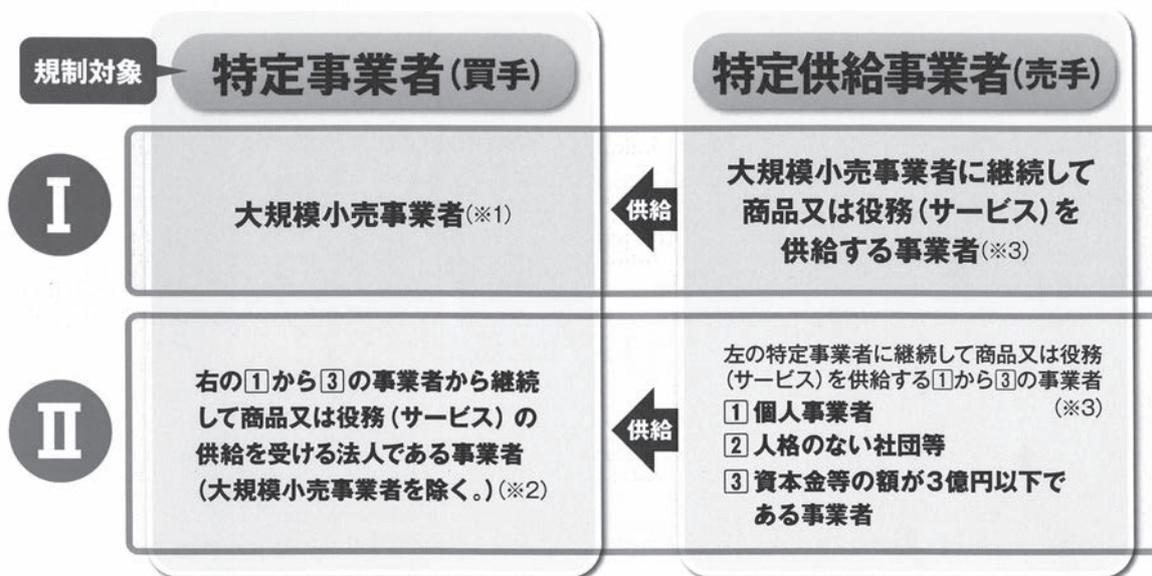
消費税転嫁対策特別措置法について

(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法)

消費税転嫁対策特別措置法が、平成 25 年 10 月 1 日付けで施行されています(令和 3 年 3 月 31 日まで適用されます)。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。

第 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※ 1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上が 100 億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※ 2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※ 3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

禁止される行為	具体例
①減額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ リポートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リポートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合 ▶ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法 <p>【以下のような場合には、減額とはなりません】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
②買いたたき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合(いわゆる内税取引の場合)に、(1) そのことを理由として、または (2) 取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合 ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などにより特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 ▶ 消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合 ▶ 標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 <p>【以下のような場合には、減額とはなりません】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

禁止される行為	具体例
③商品購入、役務利用 又は利益提供の要請	<ul style="list-style-type: none"> ▶消費税引上げ分を上乗せすることを受ける代わりに、 <ul style="list-style-type: none"> ●取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合 ●協賛金を要請する場合 ●取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合 ▶取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に必要な費用の全部又は一部の負担を要請する場合 ▶自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合
④本体価格での交渉の 拒否	<ul style="list-style-type: none"> ▶本体価格での交渉の申し出があった際に、それを拒否する場合 ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合 ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合
⑤報復行為	<p>特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。</p>

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

禁止される表示	具体例
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	<p>「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」</p>
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を 対価の額から減する旨の表示であって消費税との関連を明示して いるもの	<p>「消費税率上昇分値引きします」</p>
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示 であって②に掲げる表示に準ずるもの	<p>「消費税相当分、次回の購入に利用できる ポイントを付与します」</p>

第3 価格の表示に関する特別措置

<p>(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。</p> <p>※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。</p> <p>【具体例】</p> <p>(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〇〇円（税抜）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〇〇円（税抜価格）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〇〇円（本体価格）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">〇〇円＋税</div> </div> <p>(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う</p> <p>(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第5条（不当表示）の規定は適用しないこととされています。</p>
--

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

<p>(1) 転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）</p> <p>(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること</p> <p>(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること</p> <p>(2) 表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）</p> <p>(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること</p> <p>(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること</p>

★出典：「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために＜10%引上げ対応版＞」パンフレット（2019年3月）
（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）
「消費税転嫁対策特別措置法」概要版／リーフレット
（いずれも、公正取引委員会ホームページより）

平成30年度（第2次補正分）消費税軽減税率対策窓口相談等業

消費税軽減税率制度に関する説明会

当機構では、中小企業庁の補助を受け、食品流通事業者やその関係団体の方々などを対象として、軽減税率制度や軽減税率対策補助金について、下記日程にて説明会を開催しています。

具体的かつ分かり易く解説いたします。いよいよ今年10月に迫った新制度のスタート、この機会をぜひご活用下さい。

◆開催日程

開催日程	会場	申込期限
5月14日（火）	志摩会場（三重県志摩庁舎 2階 大会議室） 住所：三重県志摩市阿児町鶴方川向井3098-9	5/10（金）
5月28日（火）	尾鷲会場（三重外湾漁業協同組合尾鷲事務所 3階 大会議室） 住所：三重県尾鷲市港町3-6	5/24（金）
5月29日（水）	三重会場（三重県津庁舎 2階 中会議室） 住所：三重県津市桜橋3丁目446-34	5/24（金）

◆受講料：無料（事前登録制）

◆プログラム

※会場毎に開始時間が異なりますので、ご注意ください。

時間		講演内容
【志摩会場】 【尾鷲会場】	【三重会場】	
12:30～	9:30～	受付開始
13:00～13:05	10:00～10:05	主催者挨拶
13:05～14:20	10:05～11:20	軽減税率・インボイス制度の概要の説明 講師：中小企業診断士 佐藤 卓 氏
14:20～14:30	11:20～11:30	質疑応答
14:30～14:50	11:30～11:50	軽減税率制度導入に係る事業者支援策の説明 講師：公認会計士 山下 謙一郎 氏
14:50～15:00	11:50～12:00	質疑応答
15:00	12:00	閉会

◆申込方法

会場スペースの関係上、ご参加は事前登録制とさせていただきます。

食流機構ホームページの当該事業案内頁に（http://www.ofsi.or.jp/keigen_zeiritsu/seminar/）「参加申込フォーム（Web送信用）」又は「参加申込書（Fax送信用）」を用意しております。

◆お問い合わせ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 業務部（TEL：03-5809-2176） 担当：田中

第28回 優良経営食料品小売店等表彰事業 農林水産大臣賞受賞店のご紹介 ①

本年3月号でご紹介したとおり、第28回優良経営食料品小売店等表彰事業に係る表彰式典が2月に開催され、農林水産大臣賞3店、農林水産省食料産業局長賞6店、日本経済新聞社賞4店、日本政策金融公庫総裁賞5店、そして当機構会長賞8店及び会長奨励賞3店の合わせて29店が表彰されました。そこで、今月号から3回にわけて農林水産大臣賞の受賞店をご紹介します。

有限会社 うらい

兵庫県加古川市

<http://www.wagyu-urai.jp/>



【店舗概要】

創業年：1950年（昭和25年） 売場面積：72.6㎡（22.0坪）
従業員：17.2人 営業時間：9:00～19:00
定休日：火曜日

【商品構成】

精肉（牛、豚、鶏）：76.0% 加工品（ハム、ソーゼツ）：1.8%
内臓肉：5.0% 惣菜：15.0% その他（調味料、卵、一般食品）：2.2%

【経営方針】

おいしい和牛をリーズナブルな価格で提供し、顧客の幸福感を満たす。

当店独自の基準で日本全国より責任を持って買付け熟成

リーズナブル価格の黒毛和牛と自家製惣菜の魅力であつまる車客

昭和25年（1950年）先代が当時の村内でホルモン専門店として創業した。昭和44年（1969年）に2代目が入店。駐車場が無かったため、行商も行い商いを増やしていった。平成2年（1990年）に法人化を行い、現在の土地を購入して駐車場のある店舗をオープンさせた。和牛は雌牛の一頭買い、豚は枝肉仕入を行い、店内で一貫加工を行っている。このため、主要な部位だけでなく、希少部位や高級部位等を高品質で且つリーズナブルな価格で販売できる。和牛には独自の熟成技術（ドライエージング）を施しており、うまみ・風味を抽出しながら、軟らかな肉を提供している。

和牛精肉だけでなく、お客様が気軽に来店できるように加工品や惣菜を強化している。ローストビーフと焼豚やハンバーグは贈答用にも利用されている。長期保存し美味しさを増したじゃがいもを使用するコロッケにはいろいろな味を揃え、楽しさを演出している。お弁当やおにぎりも自家製造しており男性客にも喜ばれている。従業員が一体となって商品情報を集めており、肉巻きおにぎり等、話題の商品があれば独自に商品開発を行い販売している。

セミセルフレジや賑やかなPOPなどの楽しく買やすく安心な売場づくり

売上の9割を店頭販売しており、対面販売を重視して広告媒体に頼らない口コミ中心の顧客拡大戦略を行っている。「お肉博士1級」の資格を持つ従業員が中心となって、調理方法やレシピ等の最新情報をお客様に伝えている。店内に牛肉に関する情報提供コーナーもあり、お客様は何時でも牛肉の情報を確認できる。牛肉に関しては個体識別番号を店頭で表示できるシステムを独自に開発し、その日販売している牛肉の個体識別番号を店頭に表示している。

プライスカードは大きな文字で手書きしており、商品の特徴を吹き出しを付けて追加説明もやっている。コロッケとミンチカツはそれぞれちょっと面白いポスターを作成し、他にも地域情報も含め、店内にはいろいろなPOPが貼られており店内を賑わしている。お買上金額の計算はレジでまとめて行うが、代金の支払いはお客様が自分で行うセミセルフレジである。販売スタッフがお金を触らないよう衛生面を配慮している。

「和牛うらい」の価値を高めるブランド戦略

「和牛うらい」を意匠登録し、知的財産としての価値を確保する一方で、五つ星ひょうご選定商品として認定を受け、「ひょうご五国のとっておき！」パンフに掲載されている。加古川市ふるさと納税の返礼品としても牛肉・ローストビーフ・ハンバーグが選定されている。和牛・ローストビーフ・焼豚・ハンバーグの贈答品等にはそれぞれのオリジナルパンフレットを添付して、贈られたお客様に当店の特徴をPRしている。

バックヤードでも信頼確保の取り組みが積極的に行われている。惣菜加工ではミキサー等を導入して手作業の効率化を図る上に、独自の真空自動包装機を導入して鮮度の維持を高めている。またハンバーグやコロッケ等の異物混入を防止するために、金属探知機とX線探知機を導入している。惣菜の揚げ油は毎日業務終了後に食用オイルテスターで酸化度を測り、基準値を超えたら廃棄し、業者に引き取ってもらう。使用期間は2～4日である。平成30年（2018年）8月には「知的資産経営報告書2018年版」を従業員中心で完成させた。作成することによって知財の重要性だけでなく、経営のあり方や社会的責任を全社で共有することができ、「和牛うらい」のブランド戦略が実質的にスタートした。



人気の揚げたて惣菜売場



オリジナルパンフレットが同封される贈答品

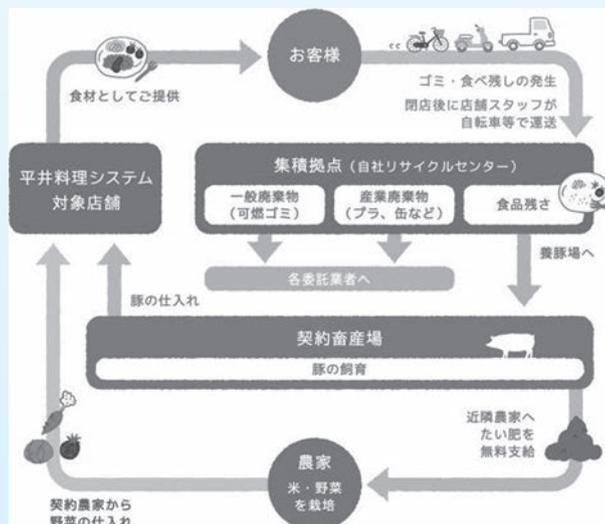
第6回 食品産業もったいない大賞 受賞者の取組み④

本年1月29日に表彰式及び事例発表会が開催された、第6回「食品産業もったいない大賞」受賞者の取組みについて、引き続きご紹介いたします。



受賞者名	株式会社平井料理システム（香川県高松市）
応募名称	「地産循環型再利用」による食品残さ対策

目的	（株）平井料理システムは、高松市内に15店舗の飲食店を展開しており、店舗から排出される食品残さを含む廃棄物の総量が年間100tを超え、多額の処理料を支払っていた。そのため、地域と密着する飲食店として、廃棄処理を行わないで堆肥化して再利用するとともに、その堆肥を利用して農家の野菜等を店舗で食材として利用し、リサイクルループ（地産循環型再利用）を構築する。
取組内容	高松市内の養豚業者である増田畜産が糞尿と食品残さを堆肥化する仕組みを構築していた。そのため、取引先でもある増田畜産と提携して、市内で展開している15店舗分の食品残さを増田畜産に持ち込み堆肥化している。この堆肥を増田畜産の自社農場と契約している農家に無料で支給し、そこで栽培された米や野菜を優先的に食材として使用している。 対象店舗ではゴミの分別を徹底して行っている。食品残さは調理クズと食べ残しとして発生するが、分別する際にプラスチック類は除去し、堆肥化できる食品残さだけをまとめてビニール袋（通常は2～3kg）に入れる。閉店後に各店の担当者が3輪自転車で当社のリサイクルセンター（各店舗から5分程度）に搬入し、専用コンテナに投入する。リサイクルセンターでは冷蔵保存し、一週間に2～3回の頻度で増田畜産に食品残さを運搬する。帰り便で農家から野菜等を集めて当社の処理センターに搬入し、各店舗に食材として提供する。
効果	廃棄物リサイクル率は約72%に達しており、産業廃棄物の処理費用が年間400万円削減している。店舗においては、食品残さへの異物混入防止や徹底した分別回収を店舗スタッフに徹底させており、スタッフの「もったいない」意識は確実に向上している。堆肥で栽培された地元野菜を利用することで地産地消を実現することができ、お客様の安心に繋がっていると同時に、高めの値付けに対しても理解が得られている。そして、契約農家から野菜等を定額で買い取るため、仕入れが安定し、農家の安定収入にも貢献している。農家や畜産家そして地元銀行が参加する交流会も開催しており、農家が銀行の新たな融資先となったり、銀行が農家と他の飲食店を取り持ちたりして、地元食品産業のスパイラル上昇が始まろうとしている。
今後の展開	1企業グループの活動では食品残さのリサイクル効果は限られている。本取組への賛同者・参加者を増やし、地域全体の活動に広げることを目指している。
評価	従来、多額の費用をかけて処理していた店舗で発生するゴミを、店舗スタッフが徹底して分別し、飼料の原料として利用する等してリサイクルループを構築し、自社の処理費用の削減及び社員の「もったいない」意識の醸成のみならず、農家の安定経営を始めとして地域経済活性化に寄与している点が高く評価できる。





発見！！ 素敵なお店⑭



誰にでも親しみやすく飲みやすいコーヒーを目指して「珈琲香房 純心（ピュア）」

遂に新しい時代「令和」が始まりました。時代は変われどもお客様に好かれる素敵なお店を発見し続けていきたいと思っています。今回は愛知県のお店の紹介です。愛知県は喫茶店文化が根強い地域で、全国的に「モーニングサービス」が有名です。しかし、最近では、コーヒー好きのお客様は喫茶店で飲むのではなく、家庭で自分の好きなコーヒーを淹れる方が増えてきているそうです。そんなお客様に向けて、より良い商品づくりを目指しているコーヒー専門店「珈琲香房 純心（ピュア）」さんをご紹介します。

①当社の目指すコーヒー

昭和63年に先代がコーヒーの製造・卸売業として名古屋市内にて「愛知ピュア株式会社」を開業しました。社名の由来は愛知県にて親しみやすく、地域に根ざした企業になりたいとの思いを取り入れたそうです。

当初は卸売業として経営していましたが、消費者の方に直接、美味しいコーヒーを届けたいと平成23年に小売店舗の珈琲香房純心（ピュア）を開店しました。

当社は創業以来、誰にでも親しみやすく、飲みやすいコーヒーをモットーに、以下の特徴を追求しています。①コーヒーが苦手な方でもブラックで飲みやすく、②冷めてもおいしい、③焙煎したての新鮮なものをお届けする、④焙煎にこだわる

このような特徴を追求することで、「お茶代わりに飲んでもらえる飲みやすいコーヒー」として、お客様に人気です。

②徹底した品質管理

お客様に最高にいい状態でコーヒーを提供したいと豆の品質管理を徹底しています。

コーヒー豆の劣化の原因は、①酸化、②湿度変化、③温度変化、④紫外線です。そこで、当社では、生豆を入荷次第、遮光袋に小分けし、真空にして、温度が16度、湿度が45%のコーヒーにとって最適な温度と湿度管理がされたコーヒーセラー（冷蔵ショーケース）で熟成します。その後、焙煎し、焙煎後も遮光袋に入れて、紫外線をカットし、コーヒーセラーで保管をすることで安定した品質のコーヒーを提供しています。

③特殊な焙煎方法

開業当初から石焼焙煎を取り入れて、他社との差別化を図ってきました。しかし、もっと美味しく・香りよく焙煎できないだろうかと社長の細川千足さんは試行錯誤を繰り返しながら焙煎方法について研究を重ねてきました。

そこで、たどり着いたのが、富士山の溶岩プレートを使って焙煎することです。溶岩は熱することで多くの遠赤外線を放射します。この遠赤外線により焙煎することで、豆の中からじっくりとムラなく焼け、コーヒーの香りが高くなり、雑味もなくなり、すっきりとした味わいになるということです。そして、溶岩プレートで焙煎したコーヒーは、家庭でもプロが淹れたような美味しいコーヒーを淹れることができるそうです。

今後は、この富士山の溶岩プレートを使って焙煎したコーヒーを主力に置き、商品展開を図ることで、他社との異なる差別化に取り組んでいきます。

④専門店ならではのコーヒー知識

先代のころより、コーヒー筋50年の知識や経験を活かして、お客様にコーヒーやコーヒー器具の提案をしています。

コーヒーが好きなお客様の中でも、どのような味のコーヒーが好きなかわからないお客様が7割ほどいらっしゃいます。そこで、当社では、コーヒー以外の好きな飲み物（紅茶やお酒など）から嗜好をお聞きしてお客様の好みに合うコーヒーを提案しています。

また、美味しい淹れ方やコーヒー器具についても知りたいというお客様のために、店内にてコーヒー教室も開催しています。

コンビニコーヒーが当たり前になってきている近頃ですが、コーヒー専門店で自分に合ったコーヒーを探し、最高のコーヒーの味と香りを味わうゆったりとした時間を持つことも大切だと気付かせていただきました。

（文責：中小企業診断士 石川明湖）



コーヒーを淹れる社長の細川千足さん



温度・湿度管理がされたコーヒーセラー



焙煎に使っている遠赤外線を放射する富士山の溶岩プレート



店頭の様子

珈琲香房 純心（ピュア）

<住所>愛知県北名古屋市中村村天花寺 157

<TEL> 0568-24-3555

<営業時間> 12:00 ~ 18:00

<定休日> 日・祝日

<http://www.pure-coffee.jp/index.html>

※ 先月号（2019年4月号）でご紹介した「バンドクエット」さんのFBページアドレスに誤記がありました。お詫びして訂正させていただきます。正しくは、右記のアドレスです。 <https://www.facebook.com/バンドクエット-247437295934360/>

農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール

農林水産省「消費者の部屋」では、消費者の皆様に食料、農林水産業、農山漁村等に関する情報の提供を行う特別展示を行っております。その開催スケジュール（令和元年5月分）をご紹介します。ご興味のあるテーマがありましたら、是非見学にお立ち寄りください。

期 間	特別展示名	開催目的	展示内容	担当
5月20日 ～ 5月24日	いきものを大切に！～パートナーシップでつなげる生物多様性保全の取組～	農林水産分野における生物多様性保全の取組を紹介し、一人一人にできることを知ってもらおう。	5月22日の国連生物多様性の日に合わせて、農林水産分野における生物多様性保全の取組について紹介します。また、生きものにやさしい農法で作られた農産物を展示します。	大臣官房 政策課 環境政策室
5月27日 ～ 5月31日	早生広葉樹の魅力～ツキ板から家具まで～	早生広葉樹のツキ板、家具等を展示し、早生広葉樹への理解促進を図ります。	センダンなどの成長の早い広葉樹（早生広葉樹）は、内装材や家具等への活用の取組が進められており、林業の新たな樹種としても期待が高まっています。今回、これらの早生広葉樹を原材料としたツキ板・家具等の展示するとともに、早生広葉樹の活用の実態や今後の展望等について紹介します。	林野庁森林整備部 整備課 造林間伐対策室

※この特別展示スケジュールは、予告なく追加・変更されることがあります。

- 入場は無料です。
- 特別展示は、期間中の月曜日から金曜日まで行っています。
ただし、祝祭日、年末年始は閉室です。
- 開室時間は、10時から17時までです。
ただし、展示初日は12時から17時、
展示最終日は10時から13時です。
- アクセス：東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線の霞ヶ関駅下車。
A5、B3aの出口すぐ（右地図参照）。



◆詳しくは、消費者の部屋（☎ 03-3591-6529）にお問い合わせ下さい。

編集後記

▶先月ここに「ようやく春の暖かさが感じられる……」と書きましたが、冬物コートが手放せない程の寒さが続くとは思いませんでした。代わりに桜のお花見期間が予想外に伸びて、楽しめた方も多かったのではないのでしょうか。

▶今年度の公募事業の結果が少しずつ見えてきました。来月以降、OFSI紙面にてご紹介していきたいと思っています。
▶今月より新元号スタートですが、平成を（H）と略したのと同じように令和を（R）の記載に慣れるまで少し時間がかかりそうです。（K）